

別表 1											
項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 訂正請求に係る保有個人情報 を取り扱う事務の名称及び内容その他 保有個人情報 を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 挙証資料の 提出依頼	(き) 挙証資料の提出依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
1	平成24年度 諮問受理第89号	平成24年12月28日 付け大生保生第 1065号	平成24年10月 4 日	大生保生第501号（大生保生第502も 同案）あたかも、個人情報不明や私の 補正拒否かの明示は、事実と相違 する。大生保生第796号参照。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成24年11月 1 日 付け大生保生第 810号	挙証資料の提出なし	平成24年11月22日 付け大生保生第 912号 訂正請求 却下決定	大阪市個人情報保護条例第29条第 2 項に定められた訂正請求の手続きに 必要な挙証資料の提出を求めたが、 提出期限の11月20日までに提出がな いことから、請求の要件を満たさな いため。	平成24年12月 3 日	処分の取り消しを求める。大生総第84号証言大総務監第54・ 55・56号証言 条例解釈誤り 有る。「大生支第469号に対する」左記表記 した是正請求を保有決定しているのは明白。非該当を未診の 上、照会根拠不明
2	平成24年度 諮問受理第90号	平成24年12月28日 付け大生保生第 1068号	平成24年10月 4 日	大生保生第502号（記録作成判断・ 収集判断は、当区の意志）表示して いる大生支・生保生・大生保生の番 号は、個人情報開示決定の為、〇〇 の件明白。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成24年11月 1 日 付け大生保生第 810号	挙証資料の提出なし	平成24年11月22日 付け大生保生第 913号 訂正請求 却下決定	大阪市個人情報保護条例第29条第 2 項に定められた訂正請求の手続きに 必要な挙証資料の提出を求めたが、 提出期限の11月20日までに提出がな いことから、請求の要件を満たさな いため。	平成24年12月 3 日	処分の取り消しを求める。市民サービス観点全く欠く※審議 会分は、当然当区保有済！ そもそも論を除外している。原形逸脱を〇〇職員作成書面は 意図的行う。争点不明で有る。
3	平成24年度 諮問受理第91号	平成24年12月28日 付け大生保生第 1071号	平成24年10月 4 日	大生保生第503号（答申第299号関係 案）※ケース記録票・理由説明書 有。病状把握している事だ。トラブ ルの関係上書面多数	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成24年11月 1 日 付け大生保生第 810号	挙証資料の提出なし	平成24年11月22日 付け大生保生第 914号 訂正請求 却下決定	大阪市個人情報保護条例第29条第 2 項に定められた訂正請求の手続きに 必要な挙証資料の提出を求めたが、 提出期限の11月20日までに提出がな いことから、請求の要件を満たさな いため。	平成24年12月 3 日	処分の取り消しを求める。※説明義務・情報提供義務は、職 員に有る。 当区保有文書（作成する市民の声回答・理由説明書等）は、 すでに保有、又は、審議会提出の為、決定資料有る。
4	平成24年度 諮問受理第92号	平成24年12月28日 付け大生保生第 1074号	平成24年10月 4 日	大生保生第504号（答申第299号関係 案）〇〇病院の通知不知有り得ず。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成24年11月 1 日 付け大生保生第 810号	挙証資料の提出なし	平成24年11月22日 付け大生保生第 915号 訂正請求 却下決定	大阪市個人情報保護条例第29条第 2 項に定められた訂正請求の手続きに 必要な挙証資料の提出を求めたが、 提出期限の11月20日までに提出がな いことから、請求の要件を満たさな いため。	平成24年12月 3 日	処分の取り消しを求める。 〇〇職員は、記録有っても、平成22年 8 月未明「無い」主 張。平成22年12月「ケース記録票」部分に当院→当職員双方 の12月「謝罪」テーブル付く要請有り、CW研修の為、断る 記載有る。

別表 2											
項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 利用停止請求に係る保有個人情報 を取り扱う事務の名称及び内容その他 保有個人情報 を特定するに足る事項 ----- 利用停止請求の趣旨 利用停止請求の理由 -----	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
1	平成24年度 諮問受理第86号	平成24年12月17日 付け大生保生第 1017号	平成24年 9 月28日	大健福第6054・1098・2207号は、当 区と相違。「本人に聞くなどして、 丁寧さ欠いたのを一部謝罪」大生保 生第825号第3－2「本人から収集 しなければならない」 ----- 利用停止を求める箇所（条例違反一 第 6 条 3 項、13条の引用欠く。） 求める措置の内容（消去） ----- 第12章「神経症」除外。全体を大福 祉第1531号・大健福第4090号は「レ セプト」指定。（レセプト「神経 症」当職員③ア・④ア（略）回答す る証拠無い。大生保生第579号779号 参照 25条 2 項判断欠く	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成24年10月25日 付け大生保生第 765号	補正に応じない	平成24年11月 1 日 付け大生保生第 817号 利用停止 請求却下決定	「利用停止請求書に記載された保有 個人情報を取り扱う事務の名称及び 内容その他保有個人情報 を特定する に足る事項」欄の記載内容が不明 瞭なため、請求に基づく措置ができ ないことから、請求者に対して補正 通知を行い、保有個人情報の特定や 利用停止請求の趣旨及び理由につい て明らかにするよう求めたが、平成 24年10月30日に請求者から補正に応 じない旨の意思表示があったため。	平成24年11月15日	処分の取り消しを求める。「利用停止請求権」条例第36条に 該当せず（日本語とうりの解説欠くばかりに有。） 「他法他施策の活用」問題争い続ける経違より、補正依頼不 要。克、応じないからとの理由付けは、失当で有る。

（注） 1 （え）欄及び（さ）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 （お）欄については、（く）欄に記載の決定時点における担当名としている。